**要　請　書**

２０２０年７月２７日

東京都教育委員会教育長　藤田　裕司　殿

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会

東京「君が代」裁判原告団

事務局長　近藤　徹

最高裁（第１小法廷）は２０１９年３月２８日、東京「君が代」裁判四次訴訟（一審原告１４名。上告人１３名）において、一審原告らの上告を棄却し、戒告処分取消・損害賠償を求める上告受理申立を不受理とする一方、減給処分取消を認めた東京高裁判決を不服とした都教委の上告受理申立についても不受理とする決定をした。

これにより、TS　S特別支援学校教諭の卒入学式での４回目・５回目の不起立に対する減給処分（減給１０分の１・１月）が取り消され、東京都教育委員会（以下都教委という）の敗訴が確定した。

しかるに都教委は、司法により「違法」とされた減給処分を行い、教育行政として重大な責任が問われる事案であるにも拘わらず、原告らに謝罪し、名誉回復・権利回復の措置を講ぜず、再発防止策をも講じることなく、減給処分を取り消された現職の都立高校教員に新たに戒告処分を発令（以下再処分という）してきた。

今回も減給処分が取り消されたTS教諭に対し、校長より７月２２日又は２９日に同特別支援学校で「弁明の機会」として都教委が「事情聴取」を行なうと通告してきた。これはTS教諭に「再処分」という懲戒処分を科すための準備であることは明白である。およそ７年前の事案での再処分など到底認められない。

TS教諭は、「事情聴取」を行なう場合には、代理人弁護士の立ち会いを求めている。

そこで以下、緊急に要請するとともに、誠意ある回答を強く求める。

＜要請事項＞

1. 減給処分を取り消されたTS　S特別支援学校教諭の再処分を行わないこと。
2. 再処分のための「事情聴取」を行なわないこと。

３．本会のこの件に関する昨年12月26日付要請書の要請事項1～5（謝罪、再発防止策、再処分、事情聴取の日程調整、弁護士同席、応接職員の職氏名開示など）に対して都教委は「個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません」と答えるのみであった（2020年１月24日付回答）。

一方、本年1月8日、日本共産党東京都議会議員団の申入れに対して、人事部長は、昨年12月19日事情聴取を強行しようとしてできなかった件について、「19日の評価と今後の取り扱いについては検討中」とし、また、処分取消し確定（２０１９年３月）後、事情聴取まで8ヶ月も空いた理由については、「内部の都合」と答えたと聞いている（引用部分は要旨）。

①当事者であるTS教諭が所属する本会のこの質問・要請に対して、人事部長が直接、誠実なる回答をすること。

②上記「19日の評価」について、検討結果を明らかにすること。

４．新型コロナウイルスへの対応に追われる中、生徒の教育に専念できるようにするため、事情聴取を無期限に延期すること。

５．万が一「事情聴取」を行なう場合は、代理人弁護士の立ち会いを認めること。

６．代理人弁護士の立ち会いを認めない場合はその理由・法的根拠を明らかにすること。

７．この要請書を教育委員会で配布し周知すること。

＜連絡先＞　同会・同原告団事務局長　近藤　徹

＜回答期限＞　２０２０年８月１７日（月）。上記近藤までメール及び文書（郵送）で回答すること。